

(表1)

## 妊産婦等の就業制限の業務の範囲

×…女性を就かせてはならない業務  
 △…女性が申し出た場合就かせてはならない業務  
 ○…女性を就かせてもさしつかえない業務

女性労働基準規則第2条第1項	就業制限の内容			女性労働基準規則第2条第1項	就業制限の内容		
	妊婦	産婦	その他の女性		妊婦	産婦	その他の女性
1号 重量物を取り扱う業務 (表2参照)	×	×	×	12号 岩石又は鉱物の破碎機又は 粉碎機に材料を送給する業務	×	△	○
2号 ボイラーの取扱いの業務	×	△	○	13号 土砂が崩壊するおそれのある 場所又は深さが5メートル以上 の地穴における業務	×	○	○
3号 ボイラーの溶接の業務	×	△	○	14号 高さが5メートル以上の場所 で、墜落により労働者が危害 を受けるおそれのあるところ における業務	×	○	○
4号 つり上荷重が5トン以上のク レーン、デリック又は制限荷重が 5トン以上の揚貨装置の運転の業 務	×	△	○	15号 足場の組立て、解体又は変 更の業務(地上又は床上におけ る補助作業の業務を除く。)	×	△	○
5号 運転中の原動機又は原動機か ら中間軸までの動力伝導装置の掃 除、給油、検査、修理又はベルト の掛換えの業務	×	△	○	16号 胸高直径は35センチメー トル以上の立木の伐採の業務	×	△	○
6号 クレーン、デリック又は揚貨 装置の玉掛けの業務(2人以上の 者によって行う玉掛けの業務にお ける補助作業の業務を除く。)	×	△	○	17号 機械集材装置、運材索道等 を用いて行う木材の搬出の業務	×	△	○
7号 動力により駆動される土木建 築用機械又は船舶荷扱用機械の運 転の業務	×	△	○	18号 鉛、水銀、クロム、砒素、黄 りん、弗素、塩素、シアン化水 素、アニリンその他これらに準ず る有害物のガス、蒸気又は粉じん を発散する場所における業務	×	×	×
8号 直径が25センチメートル以 上の丸のご盤(横切用丸のご盤及 び自動送り装置を有する丸のご盤 を除く。)	×	△	○	19号 多量の高熱物体を取り扱う 業務	×	△	○
又はのご車の直径が75 センチメートル以上の帯のご盤 (自動送り装置を有する帯のご盤 を除く。)	×	△	○	20号 著しく暑熱な場所における 業務	×	△	○
に木材を送給する業務	×	△	○	21号 多量の低温物体を取り扱う 業務	×	△	○
9号 操車場の構内における軌道車 両の入替え、連結又は解放の業務	×	△	○	22号 著しく寒冷な場所における 業務	×	△	○
10号 蒸気又は圧縮空気により駆 動されるプレス機械又は鍛造機 械を用いて行う金属加工の業務	×	△	○	23号 異常気圧下における業務	×	△	○
11号 動力により駆動されるプレ ス機械、シャー等を用いて行う 厚さが8ミリメートル以上の鋼 板加工の業務	×	△	○	24号 さく岩機、鉋打機等身体に 著しい振動を与える機械器具を 用いて行う業務	×	×	○

(表2)

下の表の左欄に掲げる年齢の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる重量以上の重量物を取り扱う業務

年 齢	重量 (単位 : kg)	
	断続作業	継続作業
満16歳未満	12	8
満16歳以上満18歳未満	25	15
満18歳以上	30	20